

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 R 5 仙台管内中分防護柵更新工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>施工実績 同種工事</p> <p>a) 防護柵の設置基準・同解説（社団法人 日本道路協会）に示す車両用防護柵のうち、ガードレール又はボックスビームの施工延長が 500m以上の防護柵工事と記載がありますが、ガードレールのレールを 5280 m 取り換えた工事は施工実績として認められていますか。</p>	<p>防護柵の設置基準・同解説（社団法人 日本道路協会）に示す車両用防護柵のレールの取替えであれば実績として認められます。ただし実施工延長が 500m以上の防護柵工事が対象となります。</p>
2	<p>競争参加資格の要件にガードレール又はボックスビームの施工延長が 500m以上と設定されております。ガードレールの Gr-C-4B の部材取替工のみも含まれると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>部材取替につきましては、レール又は支柱の取替であれば施工実績の対象とします。ただし実施工延長が 500m以上の防護柵工事が対象となります。</p>
3	<p>施工実績の同種工事 a) について、ワイヤーロープ式防護柵は該当になりますでしょうか。</p>	<p>該当する施工実績の同種工事は、ガードレール又はボックスビームの防護柵工事としているため、ワイヤーロープ式防護柵は該当になりません。</p>